

関係各位

豊橋市長 浅井 由崇
(公 印 省 略)

**社会福祉施設等施設整備費補助金及び次世代育成支援対策施設整備
交付金（障害関係施設分）に係る整備計画の提出について（依頼）**

標記の件につきまして、整備計画を把握するため、対象となる事業を計画している法人におかれましては、下記により期日までに関係書類を提出していただくようお願いします。

記

1 整備補助対象

- (1) **強度行動障害者(児)、重症心身障害者(児)及び医療的ケア児(者)等に対応する以下の整備を図るもの**
- 共同生活援助事業所
 - 短期入所事業所
 - 生活介護事業所 (総量規制の例外的な取扱いに該当するものに限る)
- (2) **強度行動障害者(児)、重症心身障害者(児)及び医療的ケア児(者)等に対応する以下の整備を図るもの**
- 児童発達支援事業所 (総量規制の例外的な取扱いに該当するものに限る)
 - 放課後等デイサービス事業所 (総量規制の例外的な取扱いに該当するものに限る)
- (3) **防災・減災に関する以下の整備を図るもの**
- 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等(耐震化のための改築、老朽化による改築等)
 - 災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等における非常用自家発電設備
 - 災害による断水時に飲料水や生活水の確保の必要性が高い入所施設等における給水設備
 - 安全性に問題のある組積造またはコンクリートブロック造の塀(改修)

2 提出書類

(1) 令和7年度の補助を要望する法人

- ア 様式1 障害者(児)施設の施設整備計画(長期計画)
- イ 様式2 障害者(児)施設整備事業 整備計画(令和7年度整備分)
- ウ 事業計画書(任意様式)

※事業を開始する目的又は現在行っている事業の状況及び開所日、開所時間、開所後に行う支援(創作的活動、生産活動、介護等)の具体的内容等、事業の概要、想定する人員(職種、人数、資格等)を記載してください。

※今回補助金を要望する事業所における特長やアピールできる取り組みを記載してください。

- エ 誓約書
- オ 施設整備費(工事費)見積書
- カ 監理業務見積書(設計業務に係る費用を含まないもの)
- キ 施設の平面図及び配置図
- ク 整備スケジュール(任意様式)
- ケ 部屋別面積一覧表(任意様式)

(2) 令和8年度から令和12年度に補助を要望することを計画している法人

- ア 様式1 障害者(児)施設の施設整備計画(長期計画)

3 提出期限及び提出方法

提出期限：令和6年7月26日(金) ※必着(郵送又は持参)

提出先：〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

豊橋市福祉部障害福祉課

管理・指定グループ 担当：八木、浅野

連絡先：0532-51-2340

留意事項：提出書類の不達防止の観点から、令和7年度の補助を要望する法人は、**提出書類を郵送又は持参する前にあらかじめ担当者へ電話で連絡してください。**

4 留意事項

- (1) **本調査は、国庫補助金等の交付を確約するものではありません。**
- (2) 別添のスケジュールのとおり審査を行います。豊橋市又は国の予算が措置されなかった場合、補助金は交付できません。
- (3) 誓約書に記載の内容についてよく理解し、違反することのないようにしてください。
- (4) 提出期限までに提出されない場合、計画が無いものとして取り扱います。
- (5) 国の組織改編に伴い、**令和5年度から障害者総合支援法に定める障害福祉サービス事業所等の整備は「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」、児童福祉法に定める障害児施設等の整備は「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」が交付要綱となりますので、ご注意ください。**
- (6) 添付の交付要綱は令和6年度（案）で、現時点で国から示されている最新の要綱案となります。実際に補助を実施する際は、令和7年度の要綱を採用しますので、今回送付する要綱案と補助単価等が変更となることがあります。
- (7) **総量規制の対象となる障害福祉サービス等（生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス）は、新規指定や定員増ができないことから、本補助金の対象になりません。**総量規制の例外的な取扱いについては、下記5（10）の通知をご参照ください。

5 添付資料

- (1) 令和6年度（令和7年度整備分）障害者（児）施設整備事業に係る整備補助対象【一般整備分】
- (2) 令和6年度（令和7年度整備分）障害者（児）施設整備事業に係る整備補助対象【防災関係整備分】
- (3) 令和7年度 障害者（児）施設整備事業スケジュール
- (4) 社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について（令和6年度交付要綱案）
- (5) 社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて
- (6) 障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について
- (7) 次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について（令和6年度交付要綱案）
- (8) 次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて
- (9) 児童福祉施設等における防犯対策等の強化に係る整備について
- (10) 総量規制の例外的な取扱い及び必要な人員配置体制など